

住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する審査基準

1 支援業務実施計画について

職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

- (1) 埼玉県内に支援業務を行う区域があること
- (2) 支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲が定められていること
- (3) 支援業務の具体的内容及び実施方法が定められていること
- (4) 支援業務を行うために必要な組織体制、人員体制が確保されていること
- (5) 支援業務に関する相談又は苦情等に応ずるための体制が整備されていること
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等支援業務の実施に関する法令等を遵守するために必要な措置が講じられていること。
- (7) 定款又は支援業務実施計画のうち「支援業務の概要に関する事項」を記載した書類において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第42条各号に掲げる各支援業務を行う備えがあること（必要が生じた場合に実施する旨でも可。第1号については、登録家賃債務保証業者と連携を図る旨でも可。）が確認できること。

なお、以下に該当する場合は、その備えがあるものとする。

ア 定款に各業務の実施に関することが記載されている場合（「要配慮者の居住の支援に係る業務」等の包括的に全ての業務を読込むことができる記載がある場合を含む。）

イ 「支援業務の概要に関する事項」を記載した書類に、実際に行う支援業務の概要のほか、必要が生じた場合には各業務を行う旨が記載されている場合

ウ 上記ア及びイが困難な場合にあっては、家賃債務保証業務に関して以下を満たす場合には、その備えがあるものとする。

・家賃債務保証業者登録規程の登録を受けた家賃債務保証業者と連携を図る旨が「支援業務の概要に関する事項」を記載した書類に記載されている場合

2 経理的・技術的基礎について

支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

(1) 経理的な基礎

ア 支援業務に必要な財源を有していること。

イ 債務超過の状態にないこと。

(2) 技術的な基礎

ア 指定を受けようとする支援業務について過去5年以内（申請年度を含まない。）に概ね1年以上の実績があること。ただし、埼玉県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第5条第1項の規定による市町村長からの推薦（指定を受けようとする区域が複数にわたる場合は、その全ての市町村長からの推薦）を受けたときは、この限りではない。

イ 指定を受けようとする支援業務について、当該業務の実務経験を1年以上有する職員が関与するものであること。

3 役員・職員の構成について

役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- (1) 役員の氏名略歴を記載した書類及び法人として以下に該当しないことを誓約する書類におい

て、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのある者が役員に含まれていないことが確認できること。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

エ 法第50条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人の役員であった者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

4 支援業務以外の業務の実施について

支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(1) 組織内において、支援業務とそれ以外の業務をそれぞれ独立した部署で行うなど、他の業務との分離がなされていること

(2) 自ら又は委託により債務保証業務を行う場合は、債務保証業務及びこれに附帯する業務に係る経理について特別の勘定を設け、それ以外の業務の間で経理が区分されていること

(3) 居住支援以外の業務で営利を目的とする事業（営利目的に繋がる事業を含む。）が組織内にある場合は、前各号の規定によるほか、個人情報の管理を区分することなどにより、個人情報等の二次利用を防止する措置が講じられたものであること

5 その他支援業務について

支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(1) 支援業務を実施することを定款等に定めている又は法人として意思決定していること。

(2) 住宅確保要配慮者に対し、特定の政治、宗教その他の思想を強要しない措置が講じられていること。

(3) 法人の事業活動が暴力団員等に支配されていないこと。